転学・編入学における日本学生支援機構奨学金の継続について

現在受給中の奨学金を、名桜大学でも継続して利用する場合は、「継続手続き」が必要です。

！【重要】手続きの期限について！

転学後の継続手続きは入学後「3 ヶ月以内」に完了が必要です。遅れると奨学金が継続できなくなる恐れがあるため、進学が決まり次第速やかにご準備・ご対応ください。

条件や手続き方法は状況によって異なりますので、以下および日本学生支援機構（JASSO）のホームページを必ずご確認ください。※右記 QR コードや URL から確認ができます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengaku.html

「転学」に該当するケース（※他大学からの転入のみ対象）

①前の大学を卒業せず、期間を空けずに名桜大学へ進学する場合。

②前の大学を退学したあと、一定の期間（給付奨学金は 1 年以内）を空けて名桜大学へ進学する場合

1.転学時の手続き手順

①前の大学（在籍校）の奨学金窓口へ連絡し、「転学奨学金継続願」をもらう

②必要事項を記入し、前の大学（在籍校）の窓口へ提出する

（手続き完了までに 2～3 ヶ月程度の時間を要します。その間は振込が一時休止します。予めご了承ください。）

2.奨学金継続の可否と条件

奨学金種別	継 続 の 可 否
給付奨学金	継続可能（条件を満たしている必要があります（下記 3 参照）。） ※多子世帯も含みます。
貸与奨学金 (第一種)	継続可能 ※学年重複が生じる場合は、卒業予定期より前に終了となります。
貸与奨学金 (第二種)	継続可能 ※卒業予定期まで貸与を継続できます。

3.給付奨学金が「継続できない」ケース

・前の大学（在籍校）で取得した単位を、本学に引き継がない場合

・前の大学（在籍校）を離れてから転学まで 1 年を超えている場合

・前の大学（在籍校）での成績不振、懲戒処分、不正行為等がある場合。

4.その他の注意事項

◎給付奨学生

・手続き中でも、「在籍報告」は必ず入力してください。画面に「前の学校名」が表示されていても、そのまま報告を完了させてください。

・転学に伴い「自宅外」へ通学形態が変わる場合は、別途手続きが必要です。

◎貸与奨学生

第二種奨学金の人的保証制度を利用中で、保証人の変更や増額等の条件変更がある場合は、保証人の自筆署名・実印・印鑑証明書等の別途書類が必要。

短大・高専・専修学校等を卒業・修了して名桜大学へ編入学される方の、奨学金引き継ぎ手続きについてご案内します。

「編入学」に該当するケース

①短大・高専・専修学校（専門課程）を卒業・修了後に、本学の途中年次へ入学する場合。

1.編入学時の手続き手順

※編入学後、速やかに以下の手続きを完了させてください。

（手続き完了までに 2～3 ヶ月程度の時間を要します。その間は振込が一時休止します。予めご了承ください。）

①名桜大学学生課窓口にて必要書類を受け取る。

②必要事項を記入し、大学へ提出する。

2.奨学金継続の可否と条件

奨学金種別	継 続 の 可 否
給付奨学金	継続可能（条件を満たしている必要があります（下記 3 参照）。） ※多子世帯も含みます。
貸与奨学金 （第一種）	**継続不可** ※入学後、新たに申込みが必要です。
貸与奨学金 （第二種）	継続可能 ※卒業予定期まで貸与を継続できます。

3.給付奨学金が「継続できない」ケース

以下のいずれかに該当する場合、給付奨学金の継続は認められません。

・前の大学（在籍校）で取得した単位を、本学に引き継がない場合

・前の大学（在籍校）を離れてから転学まで 1 年を超えている場合

・前の大学（在籍校）での成績不振、懲戒処分、不正行為等がある場合。

4.その他の注意事項

◎給付奨学金

・編入学に伴い「自宅外」へ通学形態が変わる場合は、別途手続きが必要です。